

別添 4

納入に関する仕様書

1 納入期限

機器等の納入期限は、令和 7 年 9 月 30 日とする。

2 納入場所

納入は、サイバー犯罪対策課に行くこと。

3 納入期限の延長

受注者は、その責めに帰することができない事由により納入期限までにすべての機器の納入を完了することができないことが明らかとなるときは、発注者に対してその事由を附して納入期限の延長を求めることができる。ただし、延長期間については発注者、受注者協議して決定する。

4 機器の手配等調査

発注者は、必要があると認めるときは、機器の手配又は納入について中間報告を求め、又は実地において調査することができる。

5 納入検査

- (1) 受注者は、すべての機器の納入を完了したときは、納入完了通知書（別紙）により発注者に通知しなければならない。
- (2) 発注者は、納入検査を実施し、納入完了通知書を受理した日から賃貸借期間の初日までに、検査結果を受注者に通知しなければならない。この場合、すべての機器の納入検査の合格をもって納入完了とみなすものとする。
- (3) 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な修理又は調整を行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合において、必要な修理又は調整の完了を納入完了とみなして前項の規定を適用する。

6 サイバー犯罪対策課長の経由

本仕様書に規定する発注者への提出等は、サイバー犯罪対策課長を経由すること。